

子どもたちの健やかな成長を願って

児童扶養手当のしおり

(外国人の方も受給できます)

新発田市

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童の健全な成長を願い、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のために支給する手当です。

1 手当を受けることができる人

児童扶養手当は、次のいずれかに該当する児童を、父又は母が監護している場合に支給されます。(父又は母が監護できないときは、父又は母に代わりその児童を養育している人(養育者)に支給されます。)

- ① 父母が婚姻を解消した児童 [離婚]
- ② 父又は母が死亡した児童 [死亡]
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態 [障がい]
(年金の障害等級が1級程度)にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 [生死不明]
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 [遺棄]
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 [保護命令]
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童 [拘禁]
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 [未婚]
- ⑨ 棄児などで出生の事情が明らかでない児童 [棄児]

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障がいの状態にある児童については20歳未満)をいいます。

2 手当を受けられない人

児童を監護（養育）していても、次のいずれかに該当するときは、児童扶養手当を受けられません。

- ① 父又は母（養育者）又は対象児童が日本国内に住所がないとき
- ② 父又は母が婚姻関係にあるとき（内縁関係など、婚姻の届出をしていない場合を含む。）
- ③ 対象児童が、児童福祉施設などの施設に入所したり、里親に委託されているとき（母子生活支援施設及び通園施設を除く。）
- ④ 請求者が母の場合、父と生計を同じくしているとき（父が重度障がい者であるときを除く。）
- ⑤ 請求者が父の場合、母と生計を同じくしているとき（母が重度障がい者であるときを除く。）

※平成 26 年 12 月 1 日より、公的年金等（注 1）を受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、申請によりその差額を受給できるようになりました。

（注 1）「公的年金等」・・・国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償など

※令和 3 年 3 月 1 日より、障害基礎年金等（注 2）を受給していても、その子の加算部分の月額が児童扶養手当の月額より低い場合は、申請によりその差額を受給できるようになりました。

（注 2）「障害基礎年金等」・・・国民年金法による障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

3 手当を受ける手続き

児童扶養手当を受給するためには、新発田市役所社会福祉課・各支所住民福祉係で請求の手続きをしてください。なお、請求する場合は、次の書類等が必要です。詳しくは窓口でお尋ねください。

- ① 請求者及び対象児童の戸籍謄本（注 3）
- ② 請求者名義の預貯金通帳（振込を希望する金融機関のもの）
- ③ その他請求事由により必要となる書類、証明書など

平成 28 年 1 月より認定請求・額改定請求時等にマイナンバーの記載が必要となりました。また、マイナンバーの正しい持ち主であることの確認（本人確認）のため、マイナンバーカード等を持参してください。

（注 3）ひとり親家庭となった事由（離婚、死亡）の記載が必要です。

4 届出が必要なとき

手当の受給資格の認定を受けている人（受給資格者という。）は、次の届を提出していただく必要があります。

(1) 現況届

現況届は、前年の所得状況と8月1日現在の対象児童の監護状況を確認するための届です。毎年8月1日から8月31日までの間に、すべての受給資格者が必ず提出しなければなりません。

この現況届を提出しないと、11月以降分の手当が受けられなくなるほか、2年間提出しないことにより、手当の受給資格を失うことがあります。

(2) 資格喪失届

次のようなときは、手当を受ける資格がなくなりますので、速やかに資格喪失届を提出しなければなりません。この届の提出が遅れると、支給した手当を返還していただくこととなります。

- ① 父又は母が婚姻したとき（内縁関係や同居など、婚姻の届出をしていない場合を含む。）
- ② 対象児童が別れていた父又は母と生活するようになったとき
- ③ 対象児童が児童福祉施設などの施設に入所したり、里親に委託されたとき
- ④ 対象児童が死亡したとき
- ⑤ 遺棄していた児童の父又は母から安否を気遣う電話などがあったとき
- ⑥ 拘禁されていた父又は母が出所したとき
- ⑦ 対象児童が婚姻したり、父又は母（養育者）が対象児童を監護（養育）しなくなったときなど

(3) 一部支給停止措置適用除外届

手当の支給開始月の初日から起算して5年(注4)を経過した方、または支給要件に該当するに至った月の初日から起算して7年を経過した方は手当の一部が支給停止になります。ただし下記の事由に該当し、一部支給停止措置適用除外届の提出があった場合は、一部支給停止措置は行われません。（注4）認定請求時点で3歳未満の対象児童がいた場合は、児童が3歳になった月の翌月から5年

〔適用除外事由〕

- ・受給者自身が就業している、または求職活動をしている場合
- ・受給者が障がいや病気を有しているまたは病気やけがで働くことができない場合
- ・受給者の親族が障がいや病気などで受給者が介護しなければならない場合

(4)その他の届

そのほか氏名、住所、手当を受け取る金融機関等を変更するとき、扶養する児童の数が変わったとき、手当証書をなくしたときなども、届を提出する必要があります。

5 手当の額

手当の月額、次表のとおりです。なお、物価スライドにより改定されることがあります。

(令和6年4月から)

区分	児童1人	
全部支給	45,500円	●月額、全部支給の場合45,500円です。
一部支給	45,490円 ～ 10,740円	●一部支給は所得に応じて、45,490円から10,740円までの10円きざみの額となります。
支給停止	0円	●第2子の加算について 全部支給の場合は月額10,750円です。一部支給の場合は所得に応じて、10,740円から5,380円までの10円きざみの額となります。
		●第3子以降の加算について 全部支給の場合は1人につき月額6,450円です。一部支給の場合は所得に応じて、6,440円から3,230円までの10円きざみの額となります。
		詳しくは次の算式をご覧ください。

※公的年金等（障害基礎年金等を除く）を受給している場合の支給額は、児童扶養手当額から公的年金等額をひいた差額となります。公的年金等額が児童扶養手当額を上回った場合は手当は支給されません。障害基礎年金等を受給している場合の支給額は、児童扶養手当額から障害基礎年金等の子の加算額をひいた差額となります。

●一部支給手当額の算式(いずれも四捨五入)

- (注5) (注6)
- ① 手当額 = $45,500 \text{ 円} - \frac{\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}}{\text{所得制限限度額}} \times 0.0243007$
- ② 第2子加算額 (注5) (注6)
 $= 10,750 \text{ 円} - \frac{\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}}{\text{所得制限限度額}} \times 0.0037483$
- ④ 第3子以降加算額 (注5) (注6)
 $= 6,450 \text{ 円} - \frac{\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}}{\text{所得制限限度額}} \times 0.0022448$

(注5) 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額。(児童扶養手当では、これを「所得」と言います。)

(注6) 所得制限限度額は、次の表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じて額が変わります。

6 所得による手当の支給制限

手当認定を受けた受給資格者、その配偶者又は一定の範囲内の扶養義務者(父母、祖父母、子、兄弟姉妹など)の前年の所得が、扶養親族等の数に応じて次表の額以上であるときは、手当の全部又は一部について、支給が停止されます。※世帯分離していても、生計が同一であれば扶養義務者となります。

(平成30年8月から)

(単位：円)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4人	2,010,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,390,000	3,820,000	4,260,000
6人以上の場合	1人につき 380,000円を加算	1人につき 380,000円を加算	1人につき 380,000円を加算

※受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は、特定扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算した額。

- (1) 本人の場合は、
 - ①同一生計配偶者又は、老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
- (2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円。但し、老人扶養親族のみのときは1人を除いた1人につき6万円を加算する。

7 手当の支給

手当は、認定の請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。また、手当の支払は、次の区分により行われます。

支給対象月	手当を支払う日	備 考
3月・4月	5月10日	手当を支払う日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、直前の平日に手当を支給します。
5月・6月	7月11日	
7月・8月	9月11日	
9月・10月	11月11日	
11月・12月	R7年1月10日	
1月・2月	R7年3月11日	

(問い合わせ先)

新発田市役所	社会福祉課	TEL 28-9222
豊浦支所	住民福祉係	TEL 22-6777
紫雲寺支所	住民福祉係	TEL 41-3112
加治川支所	住民福祉係	TEL 33-3102

R6.3改訂